

# 令和5年度 第2回神戸市就学・教育支援委員会 次第

令和5年9月28日(木) 15:00～  
神戸市総合教育センター701号室

## 1. 開会

## 2. 議事内容

(1) 神戸市における医療的ケアについて

(2) 「視覚障害教育部会」について

(3) 校内支援委員会「判断報告書」の検討について

## 3. 事務連絡

### <配布資料>

資料1 神戸市の医療的ケア支援事業 現状と今後の課題について

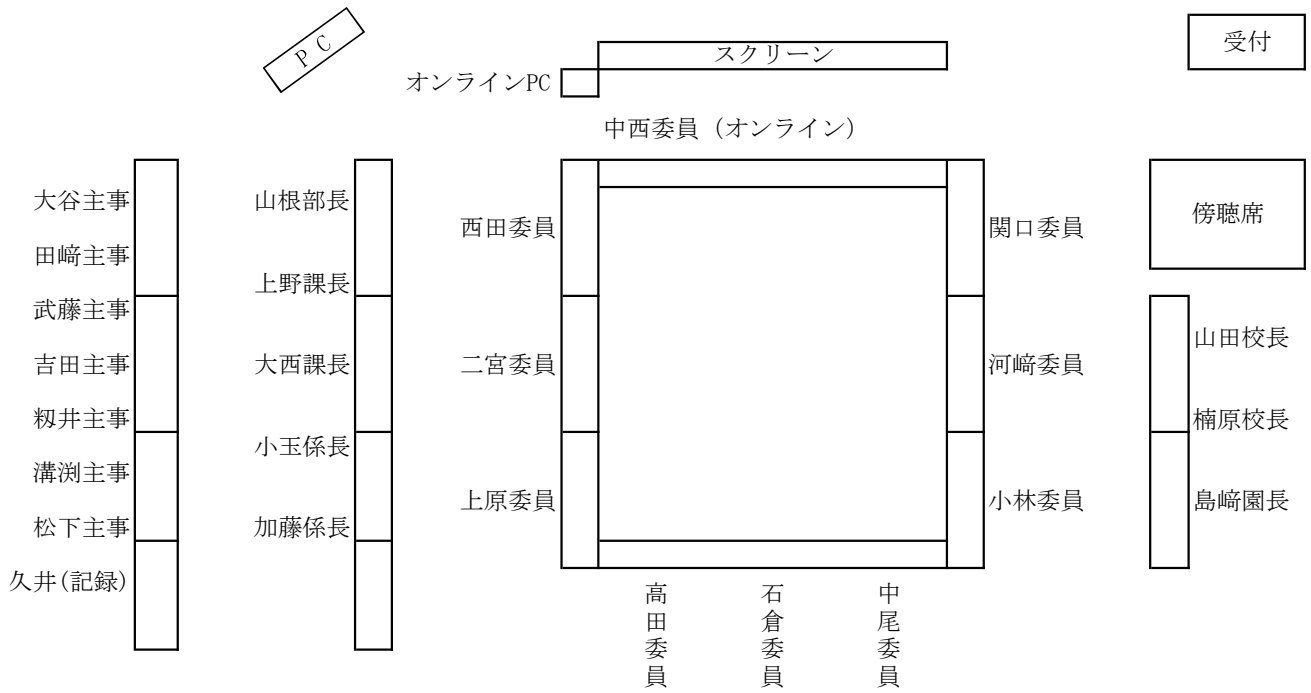
資料2 「学校園における医療的ケア」リーフレット

資料3 「神戸市立特別支援学校における看護師添乗による通学について」リーフレット

資料4 「視覚障害教育部会」について

令和5年度 第2回神戸市就学・教育支援委員会 座席表

R5.9.28  
KEC701号室



令和5年度 神戸市就学・教育支援委員会 委員等一覧

	名前	所属等	専門等
委員	石倉 健二	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科教授	発達心理
	中尾 繁樹	関西国際大学 教育学部学部長	教育心理
	小林 大介	兵庫県立こども病院 整形外科部長	整形外科
	上原 奈津美	神戸大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科助教	耳鼻咽喉科
	高田 哲	こども家庭局 総合療育センター 診療担当部長	小児科
	中西 裕子	神戸大学医学部付属病院 眼科准教授	眼科
	河崎 洋子	神戸医療福祉センターにこにこハウス施設長	小児神経科
	関口 典子	兵庫県立こども病院 精神神経科部長	児童精神科
	西田 和子	学校法人誠昭学園 キックオフ チャイルド・ケアセンター 児童発達支援管理責任者	言語聴覚士
	二宮 啓子	神戸市看護大学 学長補佐	小児看護学
相談員	大前 稔	魚崎中学校長(中学校教育実践研修特別支援教育グループ)	
	山田 義明	高羽小学校長(小学校教育実践研修特別支援教育グループ)	
	楠原 薫	青陽灘高等支援学校長(特別支援学校校長会)	
	島崎 昭枝	からと幼稚園長(幼稚園教育実践研修特別支援教育グループ)	
事務局	山根 拓生	教育委員会事務局 学校教育部長	
	上野 昌稔	教育委員会事務局 特別支援教育課長	
	野口 千晶	教育委員会事務局 特別支援教育課 課長	
	大西 道代	教育委員会事務局 特別支援教育課 課長 特別支援教育相談センター長	
	小玉 誠	教育委員会事務局 特別支援教育課 管理係長	
	吉田 泰宏	教育委員会事務局 特別支援教育課 推進係長	
	加藤 剛志	教育委員会事務局 特別支援教育課 係長	特別支援教育相談センター
	靱井 雄太	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	視覚障害、東灘区・灘区担当
	吉田 真由美	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	LD・ADHD、中央区・兵庫区担当
	大谷 芳樹	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	知的障害、北区担当
	溝渕 宗章	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	自閉症・情緒障害、須磨区担当
	田崎 裕介	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	肢体不自由、長田区担当、学校園医療のケア
	武藤 愛	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	言語・聴覚障害、難聴教育、垂水区担当
	松下 岳人	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	病弱・身体虚弱、西区担当

## 資料1

神戸市の医療的ケア支援事業

# 現状と今後の課題について

神戸市就学・教育支援委員会

1

## 目次

1. 神戸市の医療的ケアの現状について
2. 特別支援学校における今後の課題
3. 地域校園に関する今後の課題

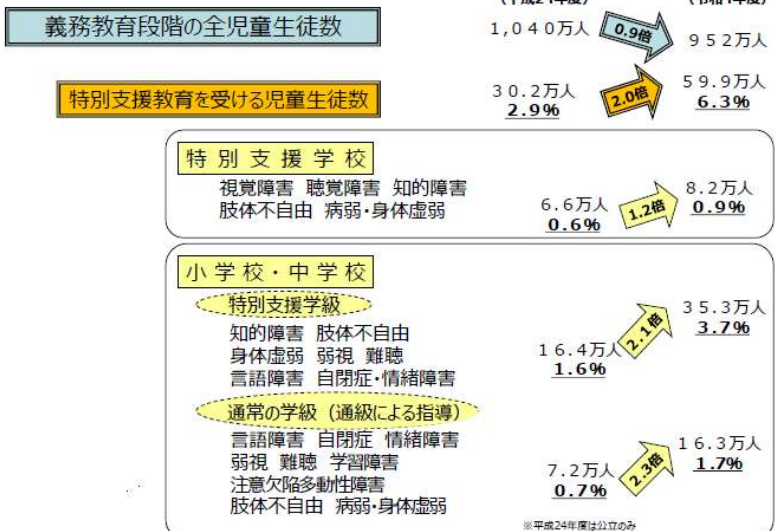
2

# 1. 神戸市の医療的ケアの現状について

## 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H24→R4)



- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。

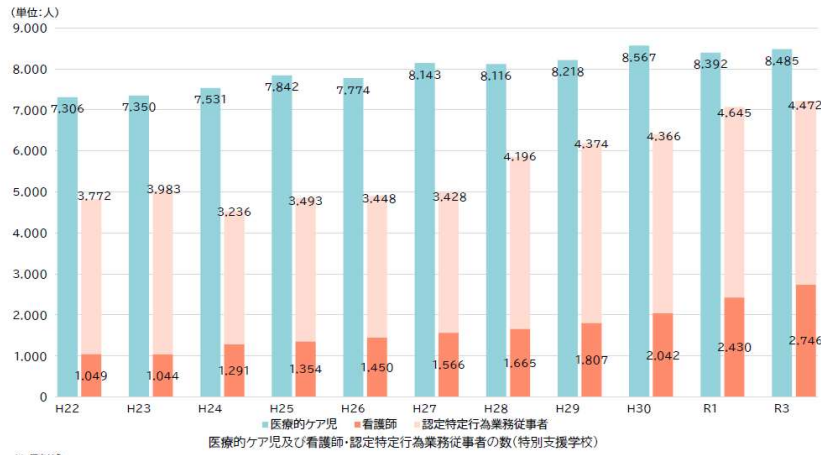


※平成24年度は公立のみ

※通級による指導を受ける児童生徒数(16.3万人)は、R2年度の値。H24年度は5月1日時点、R2年度はR3.3.31時点の数字。

令和4年9月（文部科学省）公表資料より  
「令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査（R3.5.1現在）」

(参考2-1)特別支援学校における医療的ケアに関する推移



※ 調査対象  
 H22～H30：公立の特別支援学校（H23は岩手県、宮城県、福島県、社会科は調査対象外）  
 R1～R3：国公立の特別支援学校  
 ※ 認定特定行為業務従事者の数  
 H22、23：医療的ケアに関わっている教員数  
 H24～R3：認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員数  
 (調査期日：H24は10月1日～11月31日、H25、H26は12月1日～12月31日、H27～R3は認定特定行為業務従事者として実際に医療的ケアを実施する者(予定を含む)。)  
 ※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

文科省HPより

令和4年9月（文部科学省）公表資料より  
「令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査（R3.5.1現在）」

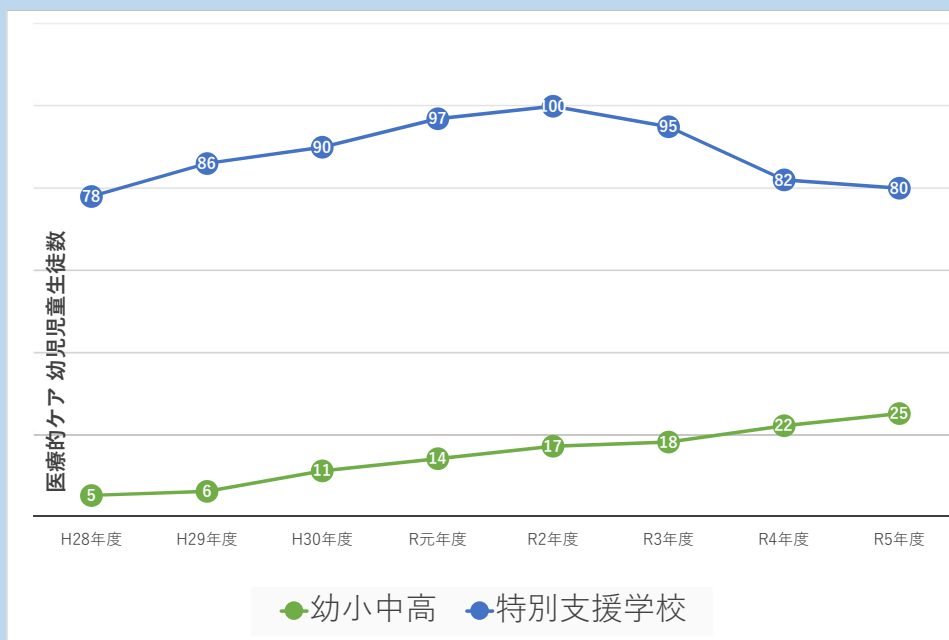
(参考2-2)幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移



※ 調査対象  
 H27～H29：公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)  
 H28、29：公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)  
 H30：公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く)、義務教育学校、中等教育学校  
 R1、R3：国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、小学校、中学校、高等学校(専攻科を除く)、義務教育学校、中等教育学校  
 ※ 認定特定行為業務従事者の数(H1より調査)  
 ※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

文科省HPより

### 神戸市立学校園に在籍する医療的ケア幼児児童生徒数 (R5.5.1現在)



7

### 神戸市立学校園の年度別医療的ケア項目数と医療的ケア児数

#### 地域校園

#### 特別支援学校

R元年度～R5年5月1日														R元年度～R5年5月1日															
	鼻口腔吸引	気切吸引	胃ろう	経鼻胃管	中心静脈栄養	人工呼吸器管理	導尿	在宅酸素療法	吸入	インスリンポンプ	インスリン注射	その他*	合計	医ケア児数		鼻口腔吸引	気切吸引	胃ろう	経鼻胃管	中心静脈栄養	人工呼吸器管理	導尿	在宅酸素療法	吸入	インスリンポンプ	インスリン注射	その他*	合計	医ケア児数
R元	4	4	3	1	-	2	2	2	2	-	2	1	23	14	R元	30	35	47	15	1	17	9	39	33	-	-	-	226	97
R2	6	4	5	2	-	1	2	4	2	-	2	1	29	17	R2	26	39	52	21	1	20	6	44	35	-	-	-	245	100
R3	4	3	6	1	-	2	5	3	2	-	2	1	29	18	R3	25	39	51	20	1	22	7	46	33	-	-	-	245	95
R4	2	4	5	2	-	2	5	2	1	2	6	1	32	22	R4	36	35	45	20	1	18	9	25	26	-	-	-	216	82
R5	3	5	5	2	1	3	5	6	1	3	7	2	43	25	R5	29	33	52	12	2	17	6	19	20	-	-	-	191	80

\* a:ガーゼ交換 (R1～R5) 人工肛門管理 (R5～)

\*b:経鼻エアウェイ

8

## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案の全体像

令和3年6月18日公布  
令和3年9月18日施行

### ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
  - 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する  
⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

- #### 国・地方公共団体による措置
- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
  - 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
  - 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
  - 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

- #### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置
- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
  - 学校における医療的ケアその他の支援  
→看護師等の配置

- #### 医療的ケア児支援センター
- 都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）
- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
  - 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日  
検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討  
医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

9  
厚労省HPより

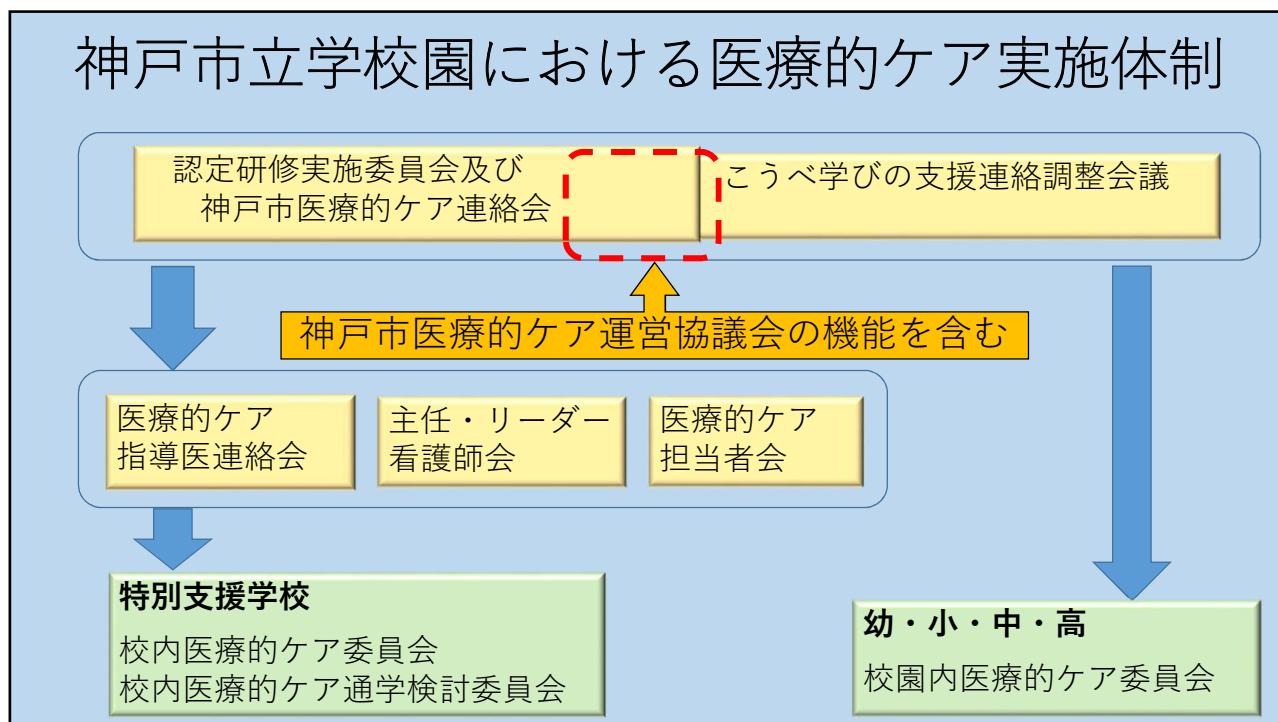
## 特別支援学校と地域校園の医療的ケア支援体制の比較（令和5年度）

	特別支援学校	地域校園（幼・小・中・高）
対象者	医療的ケアが必要な幼児児童生徒	
実施者	学校看護師 認定された教職員	訪問看護ステーションの看護師 特別支援学校の学校看護師
実施時間	登校から下校まで	医療的ケアに必要な時間で、 <u>最大週15時間</u> ※派遣時間は、関係者による協議で決定。 ( <u>最大週15時間を想定しているケア内容は、人工呼吸器の管理や喀痰吸引等</u> )
実施内容	登下校	・保護者の送迎
	校外学習（宿泊）	・訪問看護師、特別支援学校の学校看護師 ・特別支援教育課看護師、支援員看護師

10



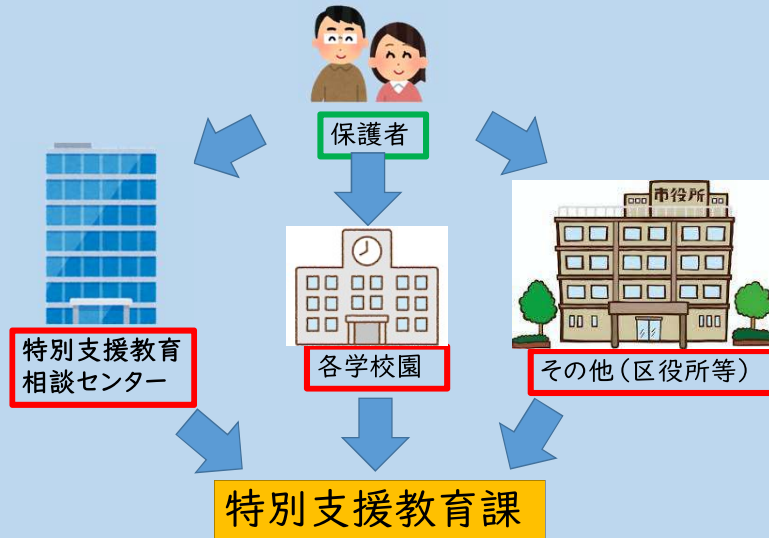
# 神戸市立学校園における医療的ケア実施体制



The poster features a green background with a yellow banner at the top that reads "もうすぐ1年生" (Almost 1st grade). Below the banner, the main text says "様々な学びの場について一緒に考えましょう" (Let's think together about various learning environments). Underneath this, it says "就学説明会" (School Information Session). At the bottom right, the text reads "神戸市教育委員会事務局 特別支援教育課" (Kobe City Education Commission Secretariat, Special Support Education Section). The poster is framed by black vertical bars on the left and right sides.

# 医療的ケア児の学びの場の検討について

学校園やその他の機関に医療的ケアの実施に関する相談



13

## 医療的ケアの就学相談事例

医療的ケアについては、どこに相談すればいいでしょうか。

現在幼稚園で、訪問看護入ってもらっています。小学校でも引き続き入ってもらえますか？

吸引器と人工呼吸器、酸素ボンベを利用しています。移動はバギーを利用していますが、体調が安定しないので、外に出かけることは少ないです。特別支援学校に通いたいのですが。

Ⅰ型糖尿病で、現在幼稚園の看護師さん入ってもらっています。小学校ではどんな支援が受けられますか？

発達検査の結果知的障害ではないといわれました。人工呼吸器利用と吸引もしています。この場合、特別支援学校の就学になりますか。

14

## 2. 特別支援学校における今後の課題

### 通学支援体制について

15

### 通学支援についての状況

#### ●医療的ケア児の通学について

- ・スクールバス（以下、SB）乗車中に医療的ケア実施がなければ乗車可能
- ・SB乗車できない場合の支援として…

◆介護タクシーか自家用車による保護者送迎

◆看護師添乗による通学支援（下校のみ）

R5.5.1現在

学校名	医療的 ケア児数	SB乗車	SB乗車していない (介護タクシー・自家用車・その他)
灘さくら	21	8	13
友生	17	4	13
青陽須磨	20	7	13
いぶき明生	22	13	9
合計	80	32	48

16

## 看護師添乗による通学支援事業

### ●特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒の看護師添乗による通学検討委員会（平成31年3月～令和2年3月 計6回実施）

- ・看護師が添乗することにより、安全性の確保、体制整備、関係者の連携 等

### ●看護師添乗による通学支援の目的

- ・児童生徒の学習機会の保障と社会自立
- ・保護者の負担軽減



神戸市立特別支援学校における  
看護師添乗による通学支援 試行実施（令和2年4月より）  
本実施（令和4年4月より）

17

## 看護師添乗による通学支援事業

### 【乗車対象者の基準】

- ・通学途中に医療的ケアが必要なため、スクールバスに乗車できない児童生徒
- ・校内で保護者が付き添う必要のない児童生徒
- ・主治医の許可がある児童生徒
- ・体調が落ち着いていて、安定して登校できる児童生徒
- ・保護者の理解と協力が得られる児童生徒
- ・介護タクシーで車いす固定で安全に乗車できる児童生徒、又は普通タクシーではシートベルトを着用して一人で安全に座位を保持できる児童生徒

18

## 看護師添乗による通学支援事業

・下校時のみ実施

※R2年より（試行）、R4年より月4回（本実施）、R5年7月より月6回

R5.9.1現在

学校名	利用者数	R5年 4月	5月	6月	7月	8月 (登校3日間)
灘さくら	3名	2	11	11	8	0
友生	2名	6	6	6	7	1
青陽須磨	5名	7	11	10	12	2
いぶき明生	1名	2	3	3	4	1
合計	11名	17	31	30	31	4

19

## 通学支援について

### ●登校支援を今後どのように進めるか

- ・朝の体調確認、安全性の確保について
- ・誰がどのように添乗をするか

20

### 3. 地域校園における医療的ケアの課題

#### 学びの場と支援体制について

21

#### 医療的ケア児の学びの場の選択状況

##### ●インスリン注射、導尿、人工肛門の管理等

- ・対象の幼児児童生徒の増加
- ・自己管理できるように、看護師・学校と連携



##### ●気管切開部の管理・吸引、人工呼吸器の管理等

- ・地域校園（特別支援学級）を選択するケースの増加
- ・最大週15時間以上必要となるケースの増加



## 地域校園の支援体制について

### ●校内医療的ケア委員会の設置（学期に1回程度、年3回実施）

- ・医療的ケア児が、安心・安全に過ごすための情報共有の場
- ・保護者・学校医・看護師・管理職・担任・養護教諭・特別支援教育課 等が参加

- ・幼児児童生徒の病状等の確認
- ・ケア内容の確認
- ・看護師の訪問日の流れ、  
看護師の年間訪問日
- ・連絡体制（欠席時 等）
- ・緊急時対応 等

### ●巡回訪問（随時）

- ・特別支援教育課（看護師、指導主事等）訪問
- ・医ケア実施の様子、児童生徒の様子の観察
- ・今後の方針について学校、看護師と相談



## 学びの場と支援体制について

### ●今後の地域校園の支援体制について

- ・重度重複の医ケア児が地域校園に増加している現状
- ・最大週15時間以上必要となるケースの増加
- ・医療的ケア経験のある教職員の確保の難しさ
- ・地域校園、看護師、医療機関、事務局の連携

## ご意見をいただきたい内容

### 通学支援について

#### ●登校支援を今後どのように進めるか

- ・朝の体調確認、安全性の確保について
- ・誰がどのように添乗をするか

25

## ご意見をいただきたい内容

### 学びの場と支援体制について

#### ●今後の地域校園の支援体制について

- ・重度重複の医ケア児が地域校園に増加している現状
- ・最大週15時間以上必要となるケースの増加
- ・医療的ケア経験のある教職員の確保の難しさ
- ・地域校園、看護師、医療機関、事務局の連携

26



# 学校園における医療的ケア

すべての子供が安全・安心な生活を送るために



神戸市教育委員会  
令和5年度 改訂版



# 1. 医療的ケアとは

## 「医療的ケア」って・・・！？

一般的に学校園や在宅等で日常的に行われている、痰の吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指します。

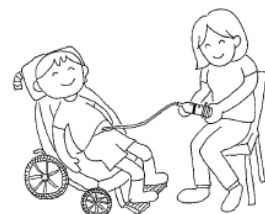
## 学校園において医療的ケアを実施することで、

子供たちの可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うことを目標としています。

- \* 医療的ケアを通じた**生活リズムの形成**
- \* 医療的ケアの必要性など自分の、**意思や希望を伝える力の育成**
- \* 医療的ケアの成功などによる**自己肯定感・自尊感情の向上**
- \* 安全で円滑な医療的ケアの実施による**信頼関係の構築**

## 医療的ケア児の1日（例）

起床	<ul style="list-style-type: none"><li>・朝の健康チェック</li><li>・準備物の確認・補充</li></ul>
登校	<ul style="list-style-type: none"><li>・連絡帳等の提出</li><li>・保護者から学校園へ健康状態を情報共有</li></ul>
授業	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療的ケアの実施（適宜）</li></ul> <p style="text-align: center;">&lt;昼食 ・ 医療的ケア&gt;</p>
下校	<ul style="list-style-type: none"><li>・連絡帳等の返却</li><li>・学校園から保護者へ健康状態を情報共有</li></ul>



## 保護者の声

\* 「人工呼吸器をつけていますが毎日学校で授業を受け、登校することを楽しみにしています。」

\* 「体調の変化や気になることを相談しやすく信頼しています。親の負担や不安が軽減され感謝しています。」



## 2. 医療的ケアの範囲

- 口腔内喀痰吸引
- 胃ろう・腸ろう経管栄養
  - ・ 気管切開部からの吸引
  - ・ 酸素療法
- 鼻腔内喀痰吸引
- 経鼻経管栄養
  - ・ 気管切開部の管理
  - ・ 導尿 など
- 気管カニューレ内の喀痰吸引
  - ・ 人工呼吸器の管理

上記●は「特定行為」といい、登録された特別支援学校に在籍し、研修を終えて認定を受けた教職員が実施できます。

※学校園では、医師からの指示書に基づいて医療的ケアを実施します。

(指示書にかかる必要経費は保護者負担となります)

※医療的ケア実施についてはお子さんの状態や医療的ケアの内容などを確認したうえで、個別に判断します。

※看護師の配置は医療的ケアを実施する時間のみです。(見守りのための看護師配置はできません。)

## 3. 神戸市内にある学校園の医療的ケアの体制

	神戸市立学校園 (特別支援学校以外)	神戸市立 特別支援学校	兵庫県立 特別支援学校 (普通科のみ)
実施者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 訪問看護ステーションからの派遣看護師</li><li>・ 学校看護師</li><li>・ (保護者)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校看護師</li><li>・ 認定された教職員</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校看護師</li></ul>
実施時間	看護師が行うケアは最大週15時間 ※看護師の派遣時間は、関係者による協議で決定します。(最大週15時間を想定しているケア内容は、人工呼吸器の管理や喀痰吸引等です。)	学校園での活動中、必要に応じて実施	学校での活動中、必要に応じて実施
相談時期	就園・就学相談に向けて、次年度当初に広報される全体説明会や個別相談会に参加し、その後、各学校園で行われる教育相談や学校園見学会、体験入学、入学説明会に参加していただき準備を進めていきます。		6月頃に各学校で行われる教育相談や学校見学会、体験入学説明会に参加していただき準備を進めていきます。

### \* 保護者の皆様へ \*

- ・ 登校園時は、健康状態を学校園へご報告ください。
- ・ お子さんの体調が悪い日は、医療機関の受診を優先して、登校園をお控えください。
- ・ 体調の急変など、緊急時に備え、連絡がつく電話番号等を学校園にお知らせください。
- ・ 定期的に医療機関を受診し、服薬の調整等も含め、主治医からの適切な指示を聞き、学校園へご報告ください。

# 学校園における医療的ケアに関するQ&A

## Q1 保護者の付き添いが必要な時は、どのような時ですか？

お子さんの状態が不安定なときや、看護師の体制等により、保護者の付添いをお願いする場合があります。

### <特別支援学校>

- ・引継ぎ等で看護師等（や教職員）が実施できないとき。  
（特に年度当初や新たなケア内容が加わったときなど）

### <学校園（特別支援学校以外）>

- ・15時間を超えて医療的ケアが必要なとき。
- ・校外学習等、看護師派遣が難しいとき。  
（いつもの環境と異なるため、保護者の付き添いをお願いする場合があります。）
- ・医療的ケアを安全に実施できる環境が整うまで。

## Q2 スクールバスでの登下校は可能ですか？（特別支援学校）

乗車の可能性について追及するとともに、安全を配慮のうえ、個別に判断します。

通学中に医療的ケアの必要がなく、安全に乗車できると判断された場合は乗車可能です。

### \* 神戸市内の特別支援学校一覧（職業科以外）

学校名（種別）	住 所	電話番号
灘さくら支援学校（知・肢）	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目2-2	078-802-1200
青陽灘高等支援学校（知）	神戸市灘区岩屋北町6-1-1	078-871-1800
盲学校（視）※市内全域	神戸市中央区東川崎町1-4-2	078-360-1133
友生支援学校（知・肢・病）	神戸市兵庫区夢野町1-1	078-576-6120
青陽須磨支援学校（知・肢）	神戸市須磨区西落合1-1-4	078-793-1006
いぶき明生支援学校（知・肢）	神戸市西区井吹台西町7-1	078-997-6311
県立芦屋特別支援学校（知）	芦屋市陽光町8-37	0797-25-5311
県立神戸特別支援学校（知・肢）	神戸市北区大脇台10-1	078-592-6767
県立のじぎく特別支援学校（知・肢）	神戸市西区北山台2-566-134	078-994-0196
県立神戸聴覚特別支援学校（聴） ※県内全域	神戸市垂水区福田1-3-1	078-709-9301
県立視覚特別支援学校（視）※県内全域	神戸市垂水区城が山4-2-1	078-751-3291

※ 県内・市内全域校以外の学校は通学区域が決まっていますので、校区の学校へお問い合わせください。

神戸市立学校園（特別支援学校以外）はそれぞれの学校園へ、  
保育所、認定こども園等はこども家庭局幼保事業課  
(078-322-6919) にお問い合わせください。

### 神戸市教育委員会事務局 特別支援教育課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル4階

TEL:078-333-3330（神戸市総合コールセンター）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a98017/kosodate/sodan/special/index.html>



# 神戸市立特別支援学校における 看護師添乗による通学について

## 医療的ケアの必要な子供たちの安心・安全な学校生活を目指して

神戸市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課

### 1 目的

医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車出来ない児童生徒の、社会的自立と保護者の負担軽減を目的とします。

### 2 概要

#### (1) 実施回数

月1回～最大月6回（下校のみ）実施します。

※体調不良でキャンセルになった場合は、当月の中で別日に振り替えることができます。

※8月の登校日に乗車希望する場合は、前後月とあわせて最大6回になるように設定します。

#### (2) 使用車両について

使用車両は、介護タクシー又は一般のタクシーとし、タクシーの経費は神戸市が負担します。

#### (3) 同乗者

学校看護師が添乗します。学校看護師が慣れるまでは教職員が同乗することもあります。

### 3 対象者の要件

※下記の項目をすべて満たす児童生徒

(1) 通学途中に医療的ケアが必要なため、スクールバスに乗車できない児童生徒

(2) 校内で保護者が付き添う必要のない児童生徒

(3) 主治医の許可がある児童生徒

(4) 体調が落ち着いていて、安定して登校できる児童生徒

(5) 保護者の理解と協力が得られる児童生徒

(6) 介護タクシーでは車いす固定で安全に乗車できる児童生徒、一般のタクシーではシートベルトを着用して一人で安定して座位を保持できる児童生徒

※校内医療的ケア通学検討委員会で、児童生徒の状況を個別に検討し、医療関係者の意見等も踏まえ、実施となるかを検討します。申請しても、実施できない場合もあります。

### 4 タクシー内で実施する医療的ケア

(1) 吸引

(2) 気管切開部の衛生管理

(3) 酸素療法

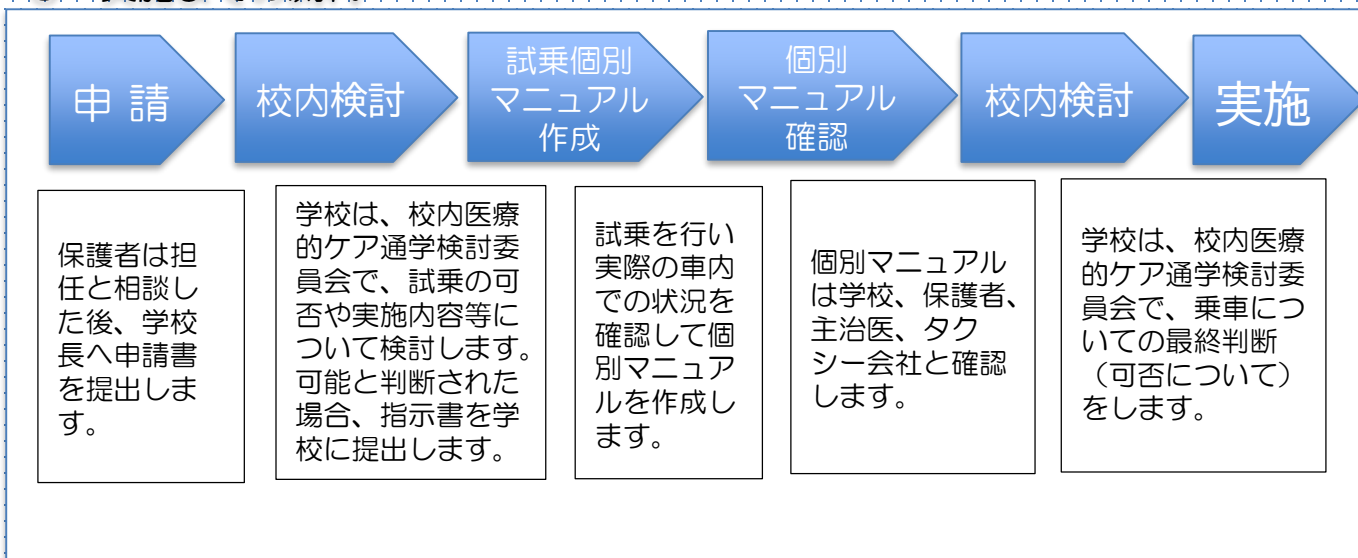
(4) 人工呼吸器の管理

(5) その他（個別に判断して認められたもの）

※経管栄養や導尿、薬剤吸入などの医療的ケアはタクシー内では実施しません。



## 5 実施までの流れ



## 6 緊急時の対応

タクシー内は狭く限られた空間であることや、限られた物品しかないことなどから、学校看護師ができる緊急時の対応には限りがあります。状況を踏まえての主治医の指示による対応となります。事前に学校と保護者が共通理解しておくことが大切です。

## 7 保護者の方へのお願い

看護師添乗による通学について、安全にお子様を送り届けることができるよう、保護者の方にも以下の内容についてご協力をお願いいたします。

- (1) 個別のマニュアル作成等で必要な情報の聞き取りや、緊急時対応についての打ち合わせと保護者が同乗しての試乗（原則2回）を行います。すでに2回の試乗を終えても、乗車期間が開いた場合など必要に応じて、校内医療的ケア通学検討委員会で検討し、確認のための試乗を行うこともあります。
- (2) 体調について不安がある場合は、必ず学校に連絡をしてください。
- (3) 通学時に必要な物品やバッテリーの充電等の準備をしてください。
- (4) 事前に車内での医療的ケアの実施や緊急時の指示を頂くなど主治医との連携が必要となります。指示書発行の文書料は保護者の負担となります。
- (5) 体調不良や看護師の勤務の都合で送迎ができない場合は迎えにきてください。
- (6) 緊急時には連絡をしますので、必ず連絡が取れるようにしておいてください。

## 視覚障害教育の検討について（案）

## 1. 現状と課題

盲学校の児童生徒数の減少※により、集団による学びの機会が保障できないこと、児童生徒数に対して定数上必要となる教員数が多いことが課題となっている。

※R 5 :16 名 < 幼稚園部 1 名 / 小学部 6 名 / 中学部 3 名 / 高等部(本科) 6 名 >

## 2. 部会の設置

令和 5 年 6 月 1 日に開催された「神戸市就学・教育支援委員会」にて、今後の盲学校のあり方や、視覚障害教育の方向性を考えていくための「視覚障害教育部会」の設置について承認。令和 5 年度末まで議論を行う。

## 部会メンバー（案）

名前	所属等	
高田 哲	こども家庭局総合療育センター部長(診療担当)	部会長
中西 裕子	神戸大学医学部附属病院眼科准教授	
山本 利和	大阪教育大学総合教育系特任教授	
岡崎 明美	神戸市視覚障害福祉協会副会長	
鈴木 豊子	神戸市立盲学校 P T A 会長	
古本 光男	神戸市立盲学校長	

## 3. 部会 I の協議事項（案）

- ・視覚障害児における適切な学びの場に関する意見を聴取  
(特別支援学校との並置、視覚障害の特別支援学級の設置、県立視覚特別支援学校との関連)
- ・視覚障害教育の課題、教育課程の工夫

スケジュール案 (令和 5 年度)	9 月	保護者説明① (部会の協議事項等の共有)
	9 ~ 10 月	部会 I (適切な学びの場、視覚障害教育課題、教育課程の工夫)
		保護者説明② (部会 I の報告)
		第 1 回視覚障害教育部会 (10 月 30 日)
	11 月	久我山青光学園 (視・知併置) 視察
	11 ~ 12 月	部会 II (適切な学びの環境)
		保護者意見聴取 (1) (「意見のまとめ」に対する意見聴取)
	1 月	部会 III (意見のまとめ)
2 月	保護者説明③ (部会 III の報告)	
2 月 ~ 4 月	保護者意見聴取 (2) (「計画案」に対する意見聴取)	
	計画案策定・パブコメ	

(参考)

○市立盲学校児童生徒数推移

(人)

年度	H1	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
合計	95	40	39	37	36	38	40	32	26	22	22	26
うち専攻科		(15)	(12)	(11)	(15)	(20)	(21)	(15)	(8)	(6)	(6)	(10)

○児童生徒数内訳 (○は学年)

令和5年度市立盲学校児童生徒数内訳 (○は学年)

幼	小学校						中学校			高等部									合計			
										本科			専攻科									
										普通科			保健理療科			保健理療科				理療科		
	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③		①	②	③
1名	0	1	2	0	1	2	2	1	0	0	4	1	0	1	0	4	1	0	4	1	0	26名
	6名						3名			5名			1名			5名			5名			

○令和5年度教職員数 計64名

校長1 教頭1 教諭・常講46 (育休等含) 養護1

実習助手3 時間講師8

事務職員2 管理員2

※うち専門教員(職員) 8名

(40代3名 50代4名 60代(再任用)1名)